

## 評議員選出に関する細則

この細則は、日本周産期メンタルヘルス学会会則第 14 条による評議員に関する事項を定める。

第 1 条 評議員の任期は、4年とする。但し、再任を妨げない。

第 2 条 評議員として推薦されるものは下記いずれかの事項を充たすことを要する。1) 最近 3年以上正会員であること  
2) 特別な事由により、理事会が必要と認めたもの

第 3 条 評議員候補者は以下の申請書類を総会の1か月前までに事務局に送付申請すること。

- 1) 履歴書 学歴に必ず最終学歴を、研究歴は年度順に記載すること
- 2) 業績目録
- 3) 推薦状 本会評議員2名からの推薦状

第 4 条 評議員候補者の選考手続きは、まず事務局で候補者条件に適応するか否かを調査し、その結果を理事会に報告し、承認が得られた者につき評議員会の議決を経て、新評議員として総会に報告するものとする。理事長は新評議員に対し評議員委嘱状を交付する。

### 附記

1. 本細則の変更は理事会において行う。
2. 本細則は平成 26 年11月13 日から施行する。